

地域福祉計画策定 WG

担当課における地域福祉施策の現状に関するアンケート

下記①～⑤の各項目について、各課において把握している「すべきであるができていないこと」を箇条書きで記載してください。各項目との関連付けが難しい回答内容である場合は、最後の回答枠に記載してください。

※①～⑤は、地域福祉計画策定について定めた社会福祉法 107 条 1 項 1 号～5 号の内容です。

- ・記載したそれぞれについて、各課における該当（又は関連）の事業名を明記してください。
（できるだけ市民向け冊子等による表記に合わせてください）
- ・課題、問題点等として認識しているものがあれば、併記してください。
- ・回答枠の高さは、適宜変更いただいて構いません。改ページ、体裁は自由です。
- ・回答がない項目は空欄で構いません。

回答課	社会福祉課
-----	-------

① 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、 <u>共通して取り組むべき事項</u>	■困窮者を早期に発見し支援につなげるためのネットワーク 自立相談支援機関（まえばし生活自立相談センター）は、困窮が疑われる層へ支援の手を差し伸べるため、これらの層とリンクする関係機関へのアウトリーチをはじめているが、まだまだこれからである。また、困窮層として表出しないような層に対しては、地域や民生委員の役割が薄れゆく中、そのアプローチは一層難しく、真に支援が必要と思われる方々にどう制度案内を届け、相談支援につなげていくか、本事業の課題である。 【関連：生活困窮者自立支援事業】
② 地域における福祉サービスの <u>適切な利用の促進</u> に関する事項	

③ 地域における<u>社会福祉</u>を目的とする事業の<u>健全な発達</u>に関する事項	
④ 地域福祉に関する活動への<u>住民参加の促進</u>に関する事項	
⑤ 地域生活課題の解決に資する支援が<u>包括的に提供</u>される体制の整備に関する事項	■窓口 困窮や疾病、孤独、ひきこもり等、縦割りの部門のみで解決しない事柄もある。現状では、その都度、関係機関がつながり支援を行っているが、複合課題を一旦は包括的に受け止められる窓口があれば、各相談支援どうしのつなぎ機能より市民にとって分かりやすくないか。 ■ソーシャルワーカーの役割発揮 専門職が配置され多機関の共同による包括的な支援体制の整備は、本市が雇用する社会福祉士や精神保健福祉士が担う事項であってもよい。毎年のように採用が進む中、新たな支援体制検討においてもソーシャルワーカーの役割発揮とそれを引き出す組織づくりが求められるところ、その視点は十分でない。
①～⑤との関連付けが難しい内容、横断的な内容など	